

令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点(案)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和9年度補装具告示等改正に向けた進め方

基本的な考え方

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定
- 補装具告示の改正に伴い、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日障発号0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「補装具費支給事務取扱要領」(平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)で定める支給事務についても見直しを予定

スケジュール(案)

7月24日	： 第76回補装具評価検討会(Ⅱ類)	主な論点(案)の検討 (補聴器・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置等)
7月27日	： 第77回補装具評価検討会(Ⅰ類)	主な論点(案)の検討 (義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子等)
9月 8日	： 第78回補装具評価検討会(合同)	団体ヒアリング結果の報告、主な論点(案)の提示・検討
11月 下旬	： 第79回補装具評価検討会(合同)	補装具告示改正(案)の提示、事務取扱指針等改正(案)の提示・検討
1月 下旬	： 第80回補装具評価検討会(Ⅰ類)	完成用部品指定審査
2月 下旬	： 第81回補装具評価検討会(合同)	完成用部品指定審査結果の報告、主な改正内容(案)の報告
4月 1日		補装具告示等の施行

現状と課題

- デジタル技術については、業務の効率化、人材不足への対応として医療DXの中で、あるいは製造業全体においても導入が進められている。
- 補装具告示においては、デジタル技術を用いた3Dスキャナによる身体形状の取得を採型と認めておらず、製作工程でのデジタル技術の使用についても明示していない。
- 採型を含む義肢装具の製作工程にデジタル技術を導入するにあたっては、製品の精度・安全性・作業時間の変化・費用対効果、デジタルデータを含めた個人情報取り扱いの必要性についての議論を進める必要がある。
- 一方で、プライベートゾーンにかかる義肢装具の採型については、諸外国のように被採型者のプライバシー尊重等も含め、一切のガイドラインがない。(例:同性の立会義務や顔データの取得不可といった基準)

論点(案)

- 採型を含む義肢装具製作工程におけるデジタル技術の導入について。

主なご意見

- ・ 被採型者の個人情報の管理以外にも、プライベートゾーンの採型についても課題があるので、どう保護していくのか、きちんとしたガイドラインを早急に作らないと技術の導入に結びつかない。
- ・ 個人情報保護法が改正され、厚生労働省でガイダンスの制定、作成が進むと思うが、補装具にかかわる部分は早急に進めていただきたい。
- ・ 海外のガイドライン等を調査し、参考にして進めてはどうか。
- ・ デジタルデータでは、取得したデータ管理がアナログより慎重な扱いとなり、研修等も念頭に進める必要があるのではないか。
- ・ 設備投資は長年にわたって償却されていくものなので、価格に含まれないと考えることで良いのではないか。
- ・ MRI、CTのデータを利用しないのは、トータルコストで余計なことをしている可能性があるので検討してもらいたい。
- ・ 精度検証から機器の要求仕様を示せば、メーカー側は応じた製品を用意するのではないか。
- ・ 採型(3Dスキャナ等)と製作(3Dプリンタ・CAD/CAM)を区分し、それぞれの導入可否を論点化してはどうか(★)
- ・ 改正個人情報保護法(本年7月成立)における要配慮個人情報のオプトアウト禁止・利用停止請求要件緩和・未成年者データ保護強化を踏まえた対応をしてはどうか(★)
- ・ 自立支援振興室が医政局等の省内担当部局及び厚労科研研究班と連携し、補装具取扱いに係る個人情報保護のガイドライン等を作成してはどうか(★)

※ (★)は検討会後に構成員よりいただいたご意見

装具 下肢装具の主な論点(案)

現状と課題

- 支柱付短下肢装具の「足部」は、下肢装具の構成要素である足部覆い、標準靴の他に、靴型装具である短靴、チャッカ靴、半長靴、長靴からも算定できる。靴型装具はさらに整形靴、特殊靴、健足用に分類されることから、合計14種類もの「足部」が定められている。
- 令和7年度厚生労働科学研究(研究代表者 浅見豊子先生)の結果として、算定項目の複雑化は見積業務の効率化を阻害する要因であることが報告されたことを踏まえて(第74回補装具評価検討会)、補装具告示別表の整理統合する必要がある。
- 加えて、足部変形、褥瘡及び胼胝がある場合、靴型装具では着脱困難なことも多く、つま先のないいわゆるサンダルのような形状の足部覆いが処方されることも多いが、靴型装具として足部覆いは定められていないため、靴型装具が必要な場合は、足部覆いを算定することができない。しかし、足部変形においては着脱しやすい足部覆いのニーズは高く、足部覆いの方が靴よりも基準額が低くなる可能性がある。(以下、表のとおり。「令和6年度厚生労働科学研究(研究代表者 浅見豊子先生)」から再解析したもの)

対靴型装具作業時間・原材料等価格比(採寸・採型作業を除く)					
項目		n数	平均	標準偏差	中央値
①足部覆い (下肢装具取付用)	作業時間	33	69.7%	29.2%	69.2%
	原材料等価格	31	68.2%	32.4%	61.2%
②足部覆い (靴型装具として)	作業時間	29	50.8%	25.5%	49.5%
	原材料等価格	28	48.4%	28.9%	44.9%
※ ① ②ともに靴型装具にも回答のあったデータのみを解析対象とし、四分位範囲(IQR)を用いて外れ値を除外した(Q1-1.5×IQR - Q3+1.5×IQR の範囲外)。 ※ ①と②の間には作業時間、原材料等価格の双方ともに有意差あり(p<0.01)					

対靴型装具作業時間・原材料等価格比(採寸・採型作業のみ)					
項目		n数	平均	標準偏差	中央値
①足部覆い (下肢装具取付用)	作業時間	36	77.6%	24.2%	83.3%
	原材料等価格	20	99.6%	1.2%	100.0%
②足部覆い (靴型装具として)	作業時間	34	73.9%	30.4%	75.0%
	原材料等価格	24	90.8%	17.8%	100.0%
※ ① ②ともに靴型装具にも回答のあったデータのみを解析対象とし、四分位範囲(IQR)を用いて外れ値を除外した(Q1-1.5×IQR - Q3+1.5×IQR の範囲外)。 ※ ①と②の間には作業時間、原材料等価格の双方ともに有意差なし(p>0.05)					

論点(案)

- 支柱付下肢装具の製作要素となる足部を算定する、下肢装具の足部又は靴型装具の項目を整理統合することについて。

姿勢保持装置 種目整理の主な論点(案)

現状と課題

- 姿勢保持装置の構造フレームが車椅子／電動車椅子の場合には、車椅子／電動車椅子の本体価格で構造フレームの基準額を算定することとなっている。
- 種目については姿勢保持機能の有無で姿勢保持装置と車椅子／電動車椅子が分かれているが、支給個数については構造フレームが木材・金属か車椅子／電動車椅子かで分かれている。
- 種目と支給個数の分け方が統一されていないことにより、2台目の支給判断に迷う場合があることから、姿勢保持機能の有無では無く、構造フレームの種類での判断の方が明確であるとの意見もある。

種目	姿勢保持装置		車椅子／電動車椅子
姿勢保持機能	有	有	無
構造フレーム	木材・金属	車椅子／電動車椅子	車椅子／電動車椅子
2台支給されるパターン①	○	○	×
2台支給されるパターン②	○	×	○

論点(案)

- 構造フレームに車椅子／電動車椅子を使用した場合に、種目を車椅子／電動車椅子とすることの是非について。

主なご意見

- ・ 更生相談所としても分かりやすい、台数管理もしやすい。
- ・ どのように算定するのかというのは、なかなか難しいところがある。
- ・ これは車椅子だということを明確にしたほうが、更生相談所や市町村で間違えたり戸惑ったりすることが減るのではないか。

姿勢保持装置 製作要素価格の主な論点(案)

現状と課題

- 姿勢保持装置の製作において必要となる「頸部継手」、「ハーネス」等の製作要素価格については、現在補装具告示別表に定めがない。しかし、義肢、装具における製作要素価格中の項目としては定めがあり算定が可能となっているなど、姿勢保持装置のみ算定ができない状況が生じていると昨年度の団体ヒアリングでも指摘されている。

【義手ハーネスの補装具告示価格】

区分	名 称	使 用 部 品	上限価格 円
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸部バンド式肩ハーネス一式	23,800
		肩たすき一式	11,900
	上腕義手用 肘 義 手 用	胸部バンド式上腕ハーネス一式	23,500
		肩たすき一式	11,900
		8字ハーネス一式	10,800
	前腕義手用 手 義 手 用 手部義手用	胸部バンド式前腕ハーネス一式	20,200
		8字ハーネス一式	8,750
		9字ハーネス一式	5,650
		たわみ式肘継手（一組）	2,750
		Yストラップ	2,750
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700

論点(案)

- 姿勢保持装置における頸部継手及びハーネスなどの、製作要素価格項目への追加について。

主なご意見

- ・ 義手のハーネスは、力の伝達という意味合いを持つため、姿勢保持装置についてはストラップかベルトとしてどうか。
- ・ 姿勢保持装置の体幹パッドは、装具の体幹パッドに比して工程が多いにもかかわらず価格が低く設定されており不公平。(★)
- ・ 頸部継手・ハーネスを義肢装具と同様に補装具告示別表に定めることとしてはどうか。(★)
- ・ 姿勢保持装置における体幹パッドの価格適正化が必要ではないか。(★)

※ (★)は検討会後に構成員よりいただいたご意見

車載用姿勢保持装置 支給に係る主な論点(案)

現状と課題

- 車載用姿勢保持装置の告示基準額では、利用者によっては必要となる体幹パッド等の製作加工に対応する項目の定めがないため、特例補装具として支給を行っている。
- 車載用姿勢保持装置の特例補装具支給件数は、令和2年度の479件から令和6年度の646件へ増加が見られ、車載用姿勢保持装置の支給総数に対する割合も20%から26%と上昇している。(福祉行政報告例より事務局が算出)

論点(案)

- 車載用姿勢保持装置における体幹パッド等の取扱いについて。

主なご意見

- ・ パッド類の追加は良いと思う。
- ・ どこまで厳密な姿勢保持を求めるのか、例えばパッドの個数を限定する等も考えていくのか。
- ・ オーダーメイドで作らなければいけない場合も出てくるのではないかと。オーダーメイドとレディメイドを分けたほうが良いのかもしれない。
- ・ メーカーが体幹パッド取り付けることをどう判断しているのか、調べる必要があるのではないかと。
- ・ 車載用姿勢保持装置の補装具告示価格は既製品販売を前提とし、取付作業人件費が含まれていない。(★)
- ・ 車載用姿勢保持装置の取付費用を算定してはどうか。(★)

※ (★)は検討会後に構成員よりいただいたご意見

現状と課題

- 補装具のデモ機無償貸出の実態調査においても、義足の完成用部品に次いで車椅子、電動車椅子の無償貸出が行われている実態が報告されている。(第70回補装具評価検討会)
- 入院患者が、退院時に日常生活で必要となる車椅子の支給申請を行い、納品されるまでの期間に自費で既製の車椅子をレンタルする必要が生じるといった実態が報告されている(令和6年度厚生労働科学研究 研究代表者・浅見豊子先生)
- 入院患者が車椅子の利用を開始した時点から、長期的な変化を見越して適合を予測することは専門職であっても困難であるのに対し、仮に短期間の借受けを利用し、購入する車椅子の仕様を評価してから購入することは、購入後の不適合や不使用を防ぐ可能性につながる。(令和7年度厚生労働科学研究報告書 研究代表者・浅見豊子先生)
- 障害者が社会参加するための移動確保の観点からも、車椅子及び電動車椅子の借受けのニーズは高いことが報告されている。(令和7年度厚生労働科学研究報告書 研究代表者・浅見豊子先生)

論点(案)

○ 借受け対象化の可否について。

主なご意見

- ・ 借受けは積極的に進めた方が望ましい。メーカーや事業者のデモ機の無償提供に依存するのはよろしくない。
- ・ 高額なものであれば、借受けでの使用状況を踏まえた上でないと支給できないようにするといった方法も考えられる。
- ・ 実際の処方のために事前に検討する、そういう場合の取扱いについて制度面の整理検討が必要。
- ・ 破損リスクに民間保険というのは良い方法。保険は強制的に掛け、行政判断で掛けない場合は行政が責任を負う方法もある。
- ・ 障害状況の変化により支給の1年後に違うタイプの車椅子が必要になるケースがある。
- ・ 入院中の方に退院後の生活のための補装具を支給するというのは厳しいのではないか。
- ・ そこそこ使えるものは早急に手配、本格的なものをしっかりと見ていくという二段構えというのはあっていいのではないか。
- ・ 車椅子そのものの破損だけでなく、車椅子による本人、その他の人への事故も考えておかないといけないのではないか。
- ・ 介護保険のレンタルとの区別を事業者やユーザーにもきちんと周知する必要がある。
- ・ 借受け対象種目へ追加し、納品までの期間における一時的使用を認めることとしてはどうか。(★)
- ・ 採寸適合及び輸送費用である基本価格を借受け時に全額算定してはどうか。(★)
- ・ 借受け後に購入する場合は基本価格を半額としてはどうか。(★)
- ・ 借受け期間中の破損に対する補償責任の所在について、人工内耳と同様に民間損害保険会社の活用可能性を議論してはどうか。(★)
- ・ 借受期間中の破損に対する補償の問題については、どの種目においても明らかにされておらず、借受期間が長期間になれば、公費として負担する補装具費が高額になることも危惧される。(★)

※ (★)は検討会後に構成員よりいただいたご意見

現状と課題

- 視覚障害者安全つえにおいて、補装具告示の購入項目では石突の種類で上限価格が分類されておらず、一方で補装具告示の修理項目に定められているものは「マグネット付き石突交換」のみとなっている。
- 補装具費支給申請において視覚障害者は、申請手続きの煩雑さや手続きにかかる同行援護確保等の移動の課題があるため、負担軽減の観点から、視覚障害者の障害特性に配慮した申請方法への変更について議論がなされている。(第72回補装具評価検討会)
- 高齢の視覚障害者の増加に伴い、加齢により歩行に支障が出るなどにより多脚つえの使用が望ましい場合も増加しているが、現在の補装具告示では視覚障害者安全つえの項目ではなく、歩行補助つえの項目において白色に塗装することで視覚障害者が使用可能な多脚つえが支給可能となるよう配慮している。しかし、現場には十分に周知されていない。

論点(案)

○ 視覚障害者安全つえ(石突)の別表への記載方法について。

主なご意見

- ・ 制度で希望する石突を選択できるようになっていないが、特例として認められるのではないか。
- ・ 石突の項目自体を今の時代にマッチしたようなタイプに変えていく必要があるのではないか。
- ・ つえの主体に木材があるが、現状木材は流通していない。主体の整理も同様に必要ではないか。
- ・ 石突は補装具告示上「マグネット付き石突交換」のみが修理項目で種類選択ができず、ローラー式石突への変更時に支障が生じている。(★)
- ・ 視覚障害者安全つえの補装具告示別表で石突を選択可能としてはどうか。(★)
- ・ 選択可能とした場合、選択基準を指針等で定めることとしてはどうか。(★)

○ 視覚障害者の補装具費支給申請手続きについて。

- ・ 民間の保険を取り入れていくという考え方も今後検討できるのではないか。
- ・ 手続きについては、オンラインが望まれている。
- ・ 申請手続の簡略化(オンライン化)を進めてはどうか。(★)

○ 歩行補助つえの塗装に係る周知について。

- ・ 歩行補助つえは義肢装具関係を扱われている業者が販売されていると思うが、白杖を販売している業者との連携はないのではないか。
- ・ 身体支持併用(多脚つえ)へのニーズ増加に対し、歩行補助つえの白色ラッカー塗装加算による代替が制度上可能であるにもかかわらず、周知されていない。(★)
- ・ 視覚障害者安全つえに、歩行補助つえの算定が可能である旨を記載することとしてはどうか(★)

その他、視覚障害者安全つえに関するご意見

- ・ 価格が高騰しており、購入に訪れた店舗において補装具告示基準額の範囲内で購入できる商品がないといった事例が常態化しているほか(視覚障害者は移動が困難であり、別の店舗を探すことは困難)、昨年、国内老舗メーカーが物価高騰によって倒産している。(★)

※ (★)は検討会後に構成員よりいただいたご意見

補聴器の主な論点(案)

現状と課題

- 補聴器メーカーが製作する障害者総合支援法対応の補聴器の約9割がデジタル補聴器となっている中、アナログ補聴器ユーザーも一定数存在する。(第74回補装具評価検討会)
- 補聴器の修理基準の項目は、アナログ補聴器が主流の頃から見直していないため、デジタル補聴器の修理項目に合致するものがない。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 市販されている補聴器の修理では、「定額修理」や「モジュール交換」が大半であり、補装具費支給制度の部品単位での積算方式を基本とした「細分化した修理」とは実態が乖離しており、補装具費の支給手続きが煩雑化する一因となっている。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 9割の補聴器メーカーが修理基準額の定額制化を希望する中、アナログ補聴器への対応の必要性や定額制へ反対する意見も存在する。(第74回補装具評価検討会)

論点(案)

- 補聴器の修理基準の項目見直しについて。

主なご意見

- ・ 必要のない項目というものが決まらないかもしれない。

- 補聴器の修理基準の定額制化について。

その他、補聴器に関するご意見

- ・ 補装具告示で定める骨導補聴器が現実にはもうほとんど売られていない。代用となるものもなく必要とする方々に支給できていない。
- ・ 新しいデバイスも出てきているので、今後の研究班の活動でも検討いただきたい。

重度障害者用意思伝達装置の主な論点(案)

現状と課題

- 重度障害者用意思伝達装置の支給にあたっては、対象者の状況から居宅でのデモ機貸出しや試用を行う必要が生じることが多いが、補装具告示の購入基準には本体の上限価格のみが示されているため、補装具事業者は試用等に要する費用を請求せずに、無償で対応していることが多い。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 重度障害者用意思伝達装置において視線検出式入力装置を利用する場合には、呼び鈴分岐装置は付属品として支給対象とはなっていない。これは、呼び鈴分岐装置が入力装置と本体の間に接続し、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置(スイッチ)との併用ができないことによるもの。
- 視線検出入力装置を利用し、かつ、呼び鈴も使用する場合には、本体と呼び鈴を接続するための機器が必要になるが、現行制度では接続するための機器は対象としていない。
- 視線検出入力装置利用者の半数以上において、夜間に支援者を呼ぶために呼び鈴を使用している実態が報告され、その重要性が確認されている。(第72回・第74回補装具評価検討会)

論点(案)

- 居宅でのデモ機貸出や試用について。

主なご意見

- ・ 事業者が調整を行うのではなく、医療関連職種が行うべきではないか。
 - ・ 訪問介護など病院から派遣できる制度があれば良いが、ないと病院は何もできない。
 - ・ 補装具装用訓練等支援事業参加団体との連携の様な体制を構築し、業者に任せる体制を改めないと医療機関の参入を妨げる。
 - ・ 日本作業療法士協会が貸出事業をしている。ほかの業種も分担していくことを考えていく必要がある。
 - ・ 退院後に病院との関係が薄くなったときに必要になり、業者に相談するということが多い。
- 視線検出入力装置を利用している場合に、本体と呼び鈴を接続する機器について。
 - ・ 視線検出入力装置を利用している場合に、こういった状況で必要なのかについて検討が必要。

その他、重度障害者用意思伝達装置に関するご意見

- ・ パソコンを本体とすることや定期的な適合確認、借受制度の利用や、借受制度の価格設定と言った以前よりの課題がある。

ご意見①

- 行政から事業者へ無償労働を提供するよう指示がある実態が報告されている。(令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金分担研究報告書等)
 具体例
 - 利用者の身体状況調査書など本来行政側が作成すべき書類を作成するよう指示があった。
 - 判定のために補装具の必要性に関する理由書を作成し、提出を求められた。
 - 完成後の適合報告書等の書類作成を求められた。
 - 判定において電動車椅子の試用評価のためのデモ機貸出依頼があったが、電動車椅子には借受制度がないため、試用評価の人件費、貸出費用を無償にただけでなく、輸送費を事業者とメーカーが負担せざるを得ず、エネルギー価格高騰の折、多大な負担となっている。
 - 更生相談所等行政機関の指示により発生する利用者の居宅での作業について、交通費だけでなく労務対価も支払わないという慣例が常態化している。
 - 身体に合わせるための膨大な時間と技術が「サービス(無料)」扱いされており、専門職の育成や確保を阻害している。
- 判定医や更生相談所が行うべき業務を整理してはどうか。
- 事業者に行わせている無償労務提供のうち、必須であるものとそうでないものを整理し労務対価を設定してはどうか。

ご意見②

- 電動車椅子の電動駆動装置及び制御装置(以下、駆動ユニット)については、着脱が可能なものを除き、車椅子に取り付けるための専門的技術が必要であるが、告示価格には駆動ユニット本体価格のみが定められているだけで、取付費用については定められていない。
- 駆動ユニットの本体価格のみで取付のための専門的技術を要する作業自体を補装具告示価格で算定できないことから、事業者による無償対応などが行われている。
- 電動車椅子簡易形アシスト式について、着脱の可否によって、区分を分けてはどうか。
- 着脱可能なものを「着脱式」としてアシスト式から独立させ、電動車椅子簡易形の区分を「切替式」、「アシスト式」、「着脱式」としてはどうか。
- 電動車椅子駆動ユニットの取付費用を算定してはどうか。

ご意見③

- 支給決定プロセスにおいて、膨大な事務作業が必要であり、行政、事業者双方に多大な負担となっている。そのため、支給決定までに時間がかかり、利用者の生活に不利益となっている。また、地域により手続きが異なったり、支給決定基準が異なるなど地域格差が生じ、制度の公平性が担保されていない。(第74回補装具評価検討会)
- 支給決定には来所判定が前提となっているものの、利用者と事業者の負担は大きく、日程調整等で時間がかかることに加え、判定そのものが形骸化していると指摘されている。(第74回補装具評価検討会)
- その要因として、現制度の積算方法による価格算出方式や、告示の内容が専門的かつ複雑であること、補装具の構成要素の分類とその解釈が実態と乖離し、あいまいな分類と独自の解釈がなされていることが挙げられる。判定に関しては専門的知識を有する人材の不足や、移動困難者の増加等で本来の制度運用が行えない実態がある。
- 更生相談所の判定業務の負担を軽減するものとして、AIの活用等の意見もある。(第74回補装具評価検討会)
- 基本価格および製作要素価格の項目を整理し、価格構成の抜本的見直しを行ってはどうか。
- 来所判定に加えて書類判定やオンライン判定を可能にするための方策を定めてはどうか。
- 支給決定の地域間格差をなくし、迅速に進めるためにAI活用の可能性を検討してはどうか。

参考資料

研究 1 補装具のデモ機（完成用部品含む）無料提供に関する 意見調査

運動器系補装具

方法：WEBアンケート

調査期間：令和7年2月12日～2月16日

対象：補装具関連 6 団体（義肢装具士協会を除く） 各社経営権の有る者

回答数：212件 属性：補装具事業者（162件 / 76%）、メーカー・代理店（50件 / 24%）

Q7「デモ機の無料提供サービス」の実態種別

義足足部：106件 膝継手：97件 車椅子：79件 電動車椅子：61件 補聴器：33件
股継手：31件 他

Q8「デモ機の無料提供サービス」の費用について

費用負担が必要という回答 84.4% 現状維持 12%

（すべてのコストを有償化95件 一定の費用負担必要84件 現状のまま・無料提供26件）

Q9.「(Q8で有償化等と回答された方向け) 費用負担は誰が負うべきとお考えでしょうか。（複数選択可）」

補装具費（借受け）：127件 ユーザー：98件 メーカー：31件 補装具事業者：23件

その他（自由回答）：「更生相談所」「病院施設側」「補装具費(見積に含む)ケースごとの区分（多数回使用、あるいは判定結果による）」

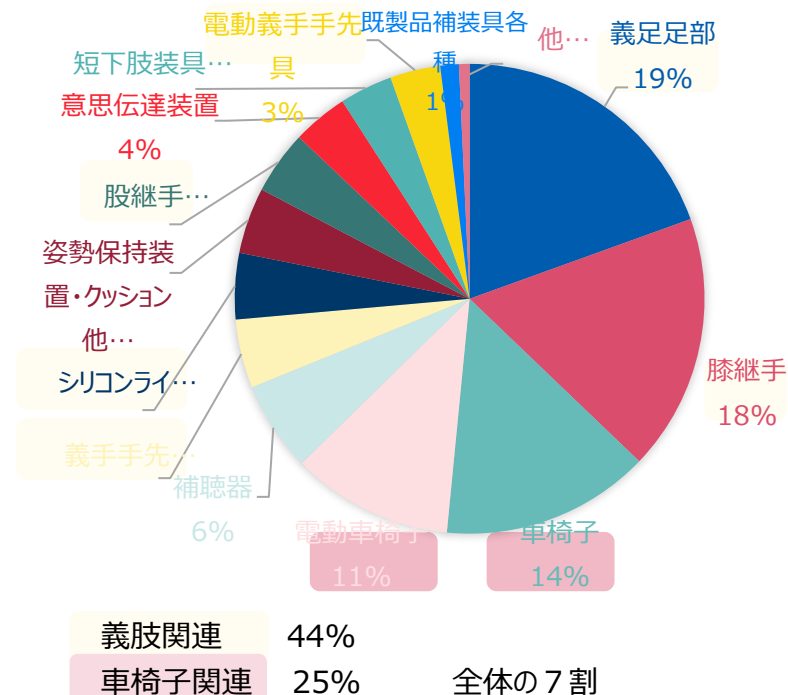
Q10.「もしも有償化される場合、どのような費用を有償化するのが望ましいですか？」

送料、借受けに要する費用に加え、適合技術料：122件

送料及び借受けに要する費用：41件 送料のみ：30件

借受けに要する費用のみ：9件

その他(自由回答)：「修理費・消耗品費も含む」「紛失・破損に対する補償」など



法令順守をして働き方改革で働ける時間が決まったなか、補装具に関しての業務で無償で時間を提供することが現在一番経営を圧迫しています。

この作業は専門知識、専門技術を得るために時間とお金と努力をかけた義肢装具士にしかできない作業であり、義肢装具士に無報酬でさせる作業ではありません

- 補装具費支給制度について思うところ、当事者や事業者が知っておいた方が良いと思うことがあればお書きください。

【更生相談所】

● 判定基準の「不透明性」と「地域格差」への苦慮

- ・要約：判断の根拠となる「支給基準」が曖昧で、自治体や判定員によって差が出てしまうことへの危機感。公平性の担保に苦心している。
- ・「承認基準が全国で統一されておらず、自治体判断に委ねられすぎている」
- ・「他県とのバランスをどう取るべきか、常に判断に迷う」

● 事務手続きの「過度な負担」と「非効率性」

- ・要約：判定業務以外の事務作業（書類精査、業者との調整）が膨大で、本来の専門的判定に集中できない。
- ・「申請から交付までのフローがアナログで時間がかかりすぎる」
- ・「一件あたりの事務コストが高く、限られた人員で回しきれない」

● 最新技術（ICT・高機能製品）の「評価基準」の欠如

- ・要約：新しい技術に対し、既存の種目体系では対応しきれない。
- ・「本人のニーズに対して有用な最新機器があっても、告示外という理由で却下せざるを得ない葛藤がある」
- ・「新技術を適切に評価するための専門知識やガイドラインが不足している」

● 事業者や医療機関との「コミュニケーション不足」

- ・要約：提出される意見書や見積書の質にバラつきがあり、判定の質に影響している。
- ・「業者の選定能力や医療機関の処方精度が低いと、更相側で修正・確認する手間が増える」

● 相談・判定体制の「専門性」の維持

- ・要約：ベテラン職員の退職や異動により、高度な判定ノウハウが失われることへの不安。
- ・「複雑な症例に対応できる専門職（義肢装具士、リハ医等）の確保が困難」
- ・「若手への技術伝承や研修体制が追いついていない」
- ・「事業者に対しても支援が必要。業界の人材活性化に繋がりにくい。」

【製作事業者・義肢装具士】

● 公定価格（基準額）と実勢価格の乖離

- ・要約：円安や原材料費・物流費の高騰に対し、国が定める支給基準額が据え置かれたままである。
- ・「作れば作るほど赤字」という品目が増えており、事業継続が危うい。」
- ・「このままでは地域の義肢装具製作所が倒産し、修理すら受けられなくなる「供給網の崩壊」が起きる。」

● 判定プロセスの迅速化と「リモート・書類判定」の導入

- ・要約：申請から判定、支給決定までに数ヶ月を要する現状は、利用者の生活を止めている。
- ・「身体状況に変化がない継続制作や、軽微な修理・部品交換については、写真や動画による「書類判定（リモート判定）」を標準化し、来所負担を軽減すべき。」

● 自治体（役所）による運用・判断のバラつき

- ・要約：住んでいる市町村によって、支給の可否や手続きの煩雑さが大きく異なる。
- ・「隣の市では通ったのに、ここでは通らない」というローカルルール（自治体独自の判断）が多すぎる。全国一律の明確な判断基準を整備してほしい。」

● 専門的技術・適合サービスの無償化状態への不満

- ・要約：現在の制度は「モノの価格」が中心で、義肢装具士やシーティング専門家が行う「評価・調整・適合」という高度な技術料が評価されていない。
- ・「身体に合わせるための膨大な時間と技術が「サービス（無料）」扱いされており、専門職の育成や確保を阻害している。」

● 当事者（利用者）への啓発と正しい情報提供

- ・要約：「補装具は製作して完了ではない」という点や、日々のメンテナンスの重要性が十分に伝わっていない。
- ・「壊れてから申請するのでは遅い。不具合を感じた時点での早期相談ができる仕組みにしてほしい。」
- ・「制度の仕組み（自己負担の有無など）を正しく理解してもらうための周知が行政側に不足している。」

現制度の課題

- ・ 行政、事業者共に現行の判定の仕組みに苦慮している。迅速かつ効率的な仕組みが必要。
- ・ 自治体の裁量は制度運用の自由度を担保する一方、解釈の違いにより、地域間格差を生んでいる。
- ・ 「医学的判定」が「経済学的判定」になっている。「真に必要な補装具」＝「必要最低限の補装具」か？
- ・ 補装具専門の医療専門職が不在。医師意見書の質の向上。医師が勉強する場がない。

概 要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

障害者総合支援法の条文

- 第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条文及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。
- 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。
 - 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
 - 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
 - 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

具体的内容

（補装具の借受けによることが適当である場合について）

- ① 身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

補装具費支給制度における借受けについては、以下の種目を対象とする。

※図は参考例

場面	対象種目等
成長への対応	● 姿勢保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 姿勢保持装置…機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有する用具 ● 歩行器 歩行器…歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 車載用姿勢保持装置 車載用姿勢保持装置…機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置 
障害の進行への対応	● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置…重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具 ※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。 
仮合わせ前の試用	● 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品 完成用部品…義肢装具および姿勢保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢…上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具 装具…上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具 

- ・ 借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。
- ・ 障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。
- ・ 対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。
- ・ 補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。
- ・ 当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。

- 視覚障害者に関連する補装具には、選定のためのアセスメントや購入後のフォローアップといった支給プロセスにおいて基準がなく、支給された補装具を十分に活用できていないケースがある。また、医療関係者であっても補装具について、制度も含め知る機会が少ない現状がある。

☞ 視覚障害者に対する補装具アセスメントシート及びフォローアップシートの試作・検討の実施

☞ 補装具費支給に関するガイドツール(音声付き動画)の作成

- 視覚障害者安全つえを含む様々な種類の杖では、先ゴムや石突は路面に接する消耗品のため、グリップやシャフトが使用できる状態であれば、先ゴムや石突のみを交換して使用する。
しかし、補装具費支給制度で先ゴムや石突を交換しようとするれば、店頭で見積書を受領し、その見積書を市町村に持参し、申請書類に記載あるいは代筆を依頼しなければならない。
視覚障害者は移動に困難を生じることが多く、1つの石突を購入するためだけに市町村で手続きを行うことの負担は大きい。市町村においても事務処理に要するコストを考えれば、改善の余地がある。
義足における断端袋は、年間購入上限額が決められており、その中で必要な数量、種類を購入することができる。同様に、先ゴムや石突についても年間購入上限額を定めることは、視覚障害者の移動を保障することにつながる。

☞ 先ゴムや石突における年間購入上限額策定のための実態調査を行う

(課題と研究目標)

- 補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなっており、市場における実際の修理方法や費用との乖離もみられている。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料・修理形態も変化している。アナログ補聴器が主流だった時代の修理基準からデジタル補聴器に適した修理基準への改正は、市町村や更生相談所等における見積チェックの際のコストダウンにもつながる。

 **補聴器の修理に要する費用額の算定に関する基準見直しに係る実態調査**

(進捗状況)

- 実効性のある修理基準価格策定に資する客観的かつ精緻な情報収集を目的に、日本補聴器工業会の協力のもと、補聴器メーカー10社に対して、オンラインフォームを利用したアンケート調査を実施したところである。(11月26日締切)
調査項目は、修理頻度等の実態、「デジタル用アンプ交換」の標準修理価格調査等である。

- 重度障害者用意思伝達装置導入時の人件費については、補装具費告示価格では算定されていない。また、重度障害者用意思伝達装置の仮合わせや適合は、他の補装具のように更生相談所で行うわけではなく、各利用者の居宅で行うこととなるが、それらの旅費も制度上定められているものではないため、事業者が負担している状況である。

重度障害者用意思伝達装置の導入における内容・時間の調査

- 重度障害者意思伝達装置の導入時の課題については、これまでの厚労科研では、事業者等からのヒアリングは実施されてきたものの、装用訓練を実施している医療機関でのヒアリングは実施できておらず、訓練実施側の課題が明らかとなっていない。

補装具装用訓練等支援事業実施団体へのヒアリングと課題の抽出

- 呼び鈴分岐装置については、呼び鈴分岐装置の機能として、視線検出式入力装置との併用はできないところ、呼び鈴分岐装置を販売していた事業所も見られたため、令和6年度改正で適切な運用が周知されたところであるが、利用者や事業者からこれまでの呼び鈴分岐装置の定義の見直し等の要望が多く上がっているところである。

重度障害者用意思伝達装置の呼び鈴に関する実態調査

○ 障害者総合支援法に基づく補聴器修理費請求の実態に関する調査

目的

補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなっており、市場における実際の修理方法や費用との乖離もみられている。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料・修理形態も変化している。実効性のある修理基準価格策定に資する客観的かつ精緻な情報収集を目的とした。

方法

日本補聴器工業会の協力のもと、加盟10社に対してオンラインフォームを利用したアンケート調査を実施した。回答期間は2025年11月1日から11月26日とした。

結果、考察

アンケート回収率は100%であった。90%以上の障害者総合支援法対応の補聴器(WHA)がデジタル補聴器であるとするメーカーが多い一方で、一部ではアナログ補聴器ユーザーも一定数存在することが推定された。市販補聴器(CHA)の修理現場では、すでに「定額修理」や「モジュール交換(部品ごとの修理ではなくユニットごとの交換)」が主流(90%以上)となっており、現行法の想定する「細分化された部品修理」とは実態が乖離していた。調査に対応した多くのメーカー(10社中9社)がWHAにおいても定額制を希望するが、アナログ補聴器への対応や一部の反対意見もあるため、即時の全面移行ではなく、丁寧な対話が必要であると考えられた。将来的には、モジュール交換の定額設定に加え、外装や付属品については3段階の定額設定を導入するハイブリッドな価格モデルが必要となると考える。

重度障害者用意思伝達装置（装置導入作業における内容・時間の調査）

令和8年3月6日 第74回 補装具評価検討会

背景

重度障害者用意思伝達装置の支給にあたっては対象者の状況から、居宅でのデモ機貸出・試用が必要で、その場合専門的な対応が求められるが、それらの技術料やデモ機貸出などに関する費用は定義されていない。

方法

令和6年5月から令和7年5月までに当センターで重度障害者用意思伝達装置の導入の評価依頼があった方に対し、相談、評価、試用、貸出、判定そして納品して操作が可能となるまでの期間、訪問での作業時間を計測しその内容を分類した。

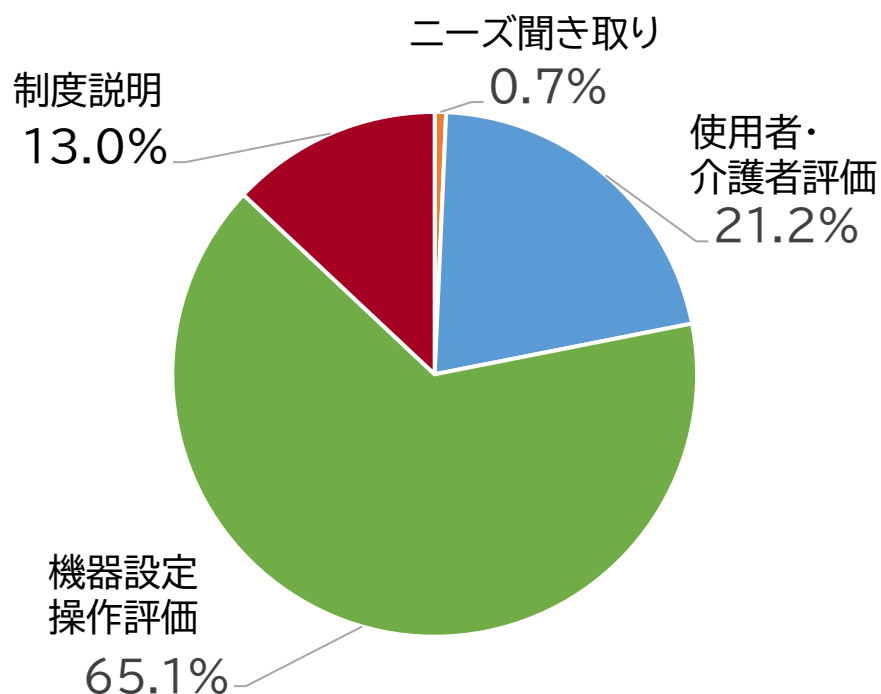
結果

作業時間を計測したのは10名（平均年齢59.5歳）、判定以外の評価・試用のための訪問回数は平均2.5回。平均時間は評価・試用51.1分、判定47.1分、納品139分、当センターからの貸出実施は10件中6件、作業内容については使用者・介護者評価が全体の21.2%、機器の設定・操作評価が65.2%であった。これにより導入時の必要な作業時間の基礎データが得られた。またこれらの内容は、補装具事業者が無償でおこなっていることも多く、制度面の検討が必要と考えられる

評価・試用、判定、納品における訪問回数・訪問時間

	評価・試用	判定	納品
訪問回数(回)	2.5	1.0	1.2
1回の訪問時間(分)	51.1	47.1	139

評価・試用の内容について



重度障害者用意思伝達装置（呼び鈴に関する実態調査）

令和8年3月6日
第74回
補装具評価検討会

背景

重度障害者用意思伝達装置において視線検出式入力装置を利用する場合、呼び鈴については接続する機器が従来の呼び鈴分岐装置とは異なり、制度での支給ができない状況になっている。

方法

ALS協会の会員などを対象にアンケートを実施。内容としては視線検出式入力装置の利用、利用している場合は日中、夜間の支援者を呼ぶ方法などについて調査をおこなった。

結果

回答数は111名、そのうち重度障害者用意思伝達装置を使用している数は74名（ALS69名、脳外傷5名）で平均年齢62.1歳であった。視線入力装置を使用している数は50名、支援者を呼ぶ方法は日中呼び鈴を使用している数は24名、内臓のブザー使用は16名、夜間呼び鈴を使用している数は32名、内臓ブザーの使用は8名であった。視線検出式入力装置使用者において支援者を呼ぶ方法として呼び鈴の利用が重要であり、制度として対応することが必要と考えられる。

重度障害者用意思伝達装置利用者について

n=74

年齢(歳)	62.1歳(標準偏差9.3)	
性別(人)	男性 40 女性 31 回答なし3	
原因疾患	ALS	69(93.2%)
	脳外傷	5(6.8%)
入力装置	視線入力	26(35.1%)
	視線入力以外のスイッチ	15(20.3%)
	視線入力と他のスイッチの併用	24(32.4%)
	その他	9(12.2%)

支援者を呼ぶ方法について

n=50

	日中	夜間
呼び鈴を使用	24(48.0%)	32(64.0%)
本体の内臓ブザーを使用	16(32.0%)	8(16.0%)
その他	10(20.0%)	10(20.0%)